

道の駅「猪苗代」地域創生推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「道の駅「猪苗代」地域創生推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、防災道の駅の選定を契機に、道の駅「猪苗代」における自由な発想と地域の熱意の下で、防災拠点や交通拠点、地域活性化など更なる地域創生に向けた取り組みを、官民で検討することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 広域的な防災拠点としての機能強化に向けた具体施策の立案及び事業計画の検討
- (2) 交流人口の拡大、移動手段の充実に向けた具体施策の立案及び事業計画の検討
- (3) 観光・地域活性化、更なる魅力増進に向けた具体施策の立案及び事業計画の検討

(構成)

第4条 協議会は、国土交通省東北地方整備局、福島県、猪苗代町及び会長が必要と認める機関の者により構成する。

(協議会)

第5条 1 協議会に会長をおき、猪苗代町副町長がその職務にあたる。

2 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代行する。

3 会長は、協議会を総括し、協議会を招集する。

4 協議会の構成は別表のとおりとする。ただし、必要に応じ会長が指名するものを、委員として参加させることができる。

5 協議会の下部組織として、第3条事業毎に作業部会を設けることができる。

(事務局)

第6条 1 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を配置する。

2 事務局は、郡山国道事務所交通対策課、同事務所調査課、福島県土木部道路整備課、同県喜多方建設事務所企画調査課、猪苗代町建設課の職員により構成する。

附 則 この規約は令和3年11月5日から施行する。

道の駅「猪苗代」地域創生推進協議会 委員名簿

	所属	役職
会長	猪苗代町	副町長
副会長	国土交通省 東北地方整備局	郡山国道事務所長
副会長	福島県 土木部	道路整備課長
委員	国土交通省 東北地方整備局	道路部 道路計画第二課長
	国土交通省 東北地方整備局	道路部 交通対策課長
	福島県	喜多方建設事務所長
	猪苗代町商工会	会長
	猪苗代町観光協会	会長
	道の駅「猪苗代」	駅長

※令和3年11月現在